



立春です。
少しずつ春が近づいています。
先日、世界遺産に登録された福岡県の宗像大社を訪れました。
古事記にも登場しており、全国でも有数の古社です。

沖ノ島にある沖津宮は、大和朝廷による国家祭祀の場であったそうで、その時代から現在まで続いており、歴史の重さを感じます。
日本はよき伝統を守る民族。これから先も守ってきたいものです。

光廣 昌史

今月のトピックス

- ◇中小融資の信用保証制度、大改正
- ◇税務調査の基礎知識(56)
「相続税調査の8割で問題指摘」
- ◇住宅借入金等特別控除
(住宅ローン控除)に注意!
- ◇今月のお勧めセミナー
「税制改正セミナー」
- ◇あとかぎ
「関門ふくフク三昧」

中小融資の信用保証制度、大改正

信用保証協会保証付き融資（マル保融資）の制度が大きく変わり、これまでと同じようには融資が得られなくなります。

昨年6月の第193回通常国会において、信用保証制度を定める中小企業信用保険法が改正されました。本改正法は平成30年4月1日より施行されます。

一般に、中小企業は信用力に乏しく、民間金融機関だけで資金繰りを円滑に進めることは困難です。このため、各地の信用保証協会が、事業者の民間金融機関からの借入れに対して保証を行い、返済が滞った際には、代わって債務の支払いを実施(代位弁済)しています。

現行の信用補完制度は、以下の2つの保証制度を柱としています。
(各々最大で2億8千万円まで保証可)

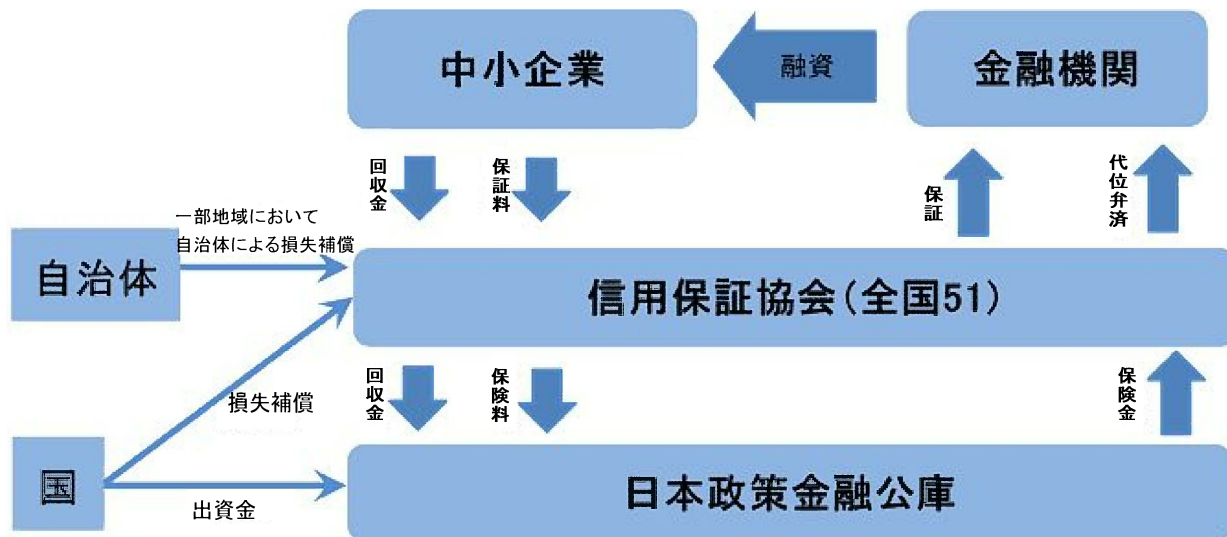
一般保証：

融資額の80%を保証し、20%を金融機関が負担(責任共有制度)。
ただし、小規模事業者や創業者等に対する保証は100%保証。

セーフティネット保証：

自然災害時や構造不況業種を対象に、一般保証とは別枠で融資額の原則100%を保証

(次頁へつづく)



信用保証制度は、銀行など民間金融機関の中小企業向け融資が焦げ付いても保証協会が返済を保証する制度であり、中小融資を支えてきたことは事実です。

しかしながら、銀行及び地域金融機関が信用保証制度に依存した結果、保証協会の財政は非常に厳しい状態（運用難）に陥り、今後の維持・継続のためにも、やはり見直しが必要であると長い間指摘をされ続けていました。これが信用保証の見直しの背景です。

●見直しによる措置



1. 中小企業の多様な資金需要に対するきめ細かな対応

中小企業の資金需要に一層きめ細かく対応するとともに、信用保証協会と金融機関が連携して中小企業への経営支援を強化することで、中小企業の経営改善・生産性向上を一層進める仕組みを構築することが必要であるという考え方の下、今般の見直しが行われます。

(1) 危機関連保証の創設

- ・リーマンショックや東日本大震災のような全国規模の危機時に、通常の一般保証とは「別枠」で、迅速に保証割合 100%の融資を受けられる制度が創設されます。
(従来の保証限度額とは別枠で最大 2.8 億円の保証)

(2) 小規模事業者への支援拡充

- ・小規模事業者の方が保証割合 100%で受けられる融資の限度額が大幅に拡充されます。
(1,250 万円⇒2,000 万円)。

(3) 創業関連保証の拡充

- ・創業者の方が手元資金なしで保証割合 100%で受けられる融資の限度額が 2 倍に拡充されます。
(1,000 万円⇒2,000 万円)。

(4) 特定経営承継関連保証の創設

- ・事業承継を受けた経営者の方が、株式の取得等のために個人でも活用できる保証制度が創設されます。

2. 信用保証協会と金融機関とが連携した支援

(1) 信用保証協会と金融機関の連携

- ・信用保証への過度な依存が進んでしまうと、金融機関にとっては、事業性評価融資やその後の期中管理・経営支援への動機が失われるおそれがあるとともに、中小企業にとっても資金調達が容易になることから、かえって経営改善への意欲が失われるといった副作用も指摘がされており、こうした副作用を抑制しつつ、中小企業の経営改善や生産性向上を一層進めていくための仕組みを構築することが必要です。

金融機関は、担保・保証に依存する融資姿勢を改め、取引先企業の事業の内容や成長可能性等を適切に評価（事業性評価）し、融資や本業支援等を通じて、地域産業・企業の生産性向上や円滑な新陳代謝の促進を図り、地方創生に貢献していくことが必要です。

(2) 信用保証協会における経営支援

- ・中小企業に対する経営支援業務を信用保証協会の業務として法律上に明記し、信用保証協会の経営支援の取組が着実に進められます。
- ・また、仮にメインバンクが十分な融資を行えない場合には信用保証協会が他の金融機関を紹介するといった取組や、中小企業支援機関に資金繰りの相談がなされた場合には速やかに信用保証協会等に繋ぐといった取組など、信用保証協会と中小企業支援機関の連携による相談体制の強化が行われます。

3. 各企業の対応

今までの、「保証協会の審査は画一的で、簡易的に審査される」「保証協会が承認すれば、銀行も半ば自動的に承認する」という時代は終わりました。

各企業が、自社の企業のビジョンや成長戦略などを説明し、必要な資金を明らかにしない限り保証協会付の融資は実行されなくなると考えて頂きたいと思います。協会の対応が変化することが予想されるため、**4月以降に資金需要の予定がある場合、前倒して調達しておくことも検討してみてください。**

弊社も経営革新等支援機関の認定を受けておりますので、事業計画等の相談があれば、担当者に連絡していただければと思います。

住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)に注意!

住宅を購入等した際に受けられる住宅借入金等特別控除(以下住宅ローン控除)ですが、平成26年の消費増税以降、「**特定取得**」か否かによって受けられる限度額が大幅に変わっています。特定取得に該当する場合は**年間の控除限度額が40万円**である一方、**通常取得による限度額は20万円**でありその差は倍です。

ここで、この「**特定取得**」とは何かというと、**簡単にいうと消費税8%もしくは10%で自宅を購入した場合が該当します。**

消費税率があがると、上がる前に住宅等を購入する人が増えるため、駆け込み需要を抑えるために、このような制度が作られました。特定取得を判断するには次の留意点があります。

消費税がかかっていることが前提です。税務署から送られている住宅借入金等特別控除申告書には、特定取得に該当する場合は、居住開始年月日に**(特定)**が記入されていますので確認していただきたいと思います。

居住の用に供した日		住宅借入金等の 年末残高の限度額	控除率	控除期間	各年の 控除限度額	最大控除限度額
平成26年 4月1日	特定取得に 該当する場合	4,000万円	1.0%	10年間	40万円	400万円
平成29年 12月31日	特定取得に 該当しない場合	2,000万円	1.0%	10年間	20万円	200万円



イザというとき慌てない 税務調査の基礎知識

シリーズ 56. 「相続税調査の 8 割で問題指摘」

国税当局が平成 28 年 7 月～29 年 6 月に実施した相続税の実地調査 1 万 2,116 件のうち、8 割にも上る 9,930 件で申告漏れなどの非違が指摘されたことが国税庁の報告書で明らかになりました。申告漏れがこれほど発生するのは、相続税の申告は専門家にとっても難しい手続きであり、また相続人が気付かなかつた相続財産が後から出てくることもあるためです。

相続税関連のミスを防ぐには、申告漏れが発生しやすいポイントを確実に確認するのが近道です。申告漏れ財産の代表格には、口座名義人と実際の所有者が異なる「名義預金」が挙げられます。被相続人が生前に通帳を管理し、入出金をしていたのであれば、たとえ家族名義の口座でも名義預金と認定され、相続税の課税対象になります。昨年度の調査でも多くの相続人が名義預金を指摘され、追徴課税されました。

また、国税当局が近年監視を強めているのが海外財産です。海外資産を持つ人への調査は 15 年前と比べると 8 倍にまで増え、28 年度は 917 件の実地調査が行われました。問題が指摘されたのはそのうち 117 件。調査によって申告漏れなどの問題が指摘される割合は、相続税の実地調査全体でみると 82% ですが、海外財産関連の調査では 12.8% にまで下がります。すなわち、国内にしか財産を持っていない相続人には高確率で問題があると分かった段階で調査に着手する一方、海外財産を持つ相続人には、問題を指摘できるかどうか不確定であっても手当たり次第に調査をしている当局の実態が見て取れます。

参考文献： ■中小企業庁HP ■㈱エクステンド「中小融資の信用保証制度大改正」セミナー



今月のお勧めセミナー

「平成 30 年度 税制改正セミナー」を 2 月 21 日 (水) 13:30 から開催します。(当社グループ会社 ㈱DEPS 主催) 所得税の給与所得控除の見直し、所得拡大促進税制の見直し、控除率を拡大、賃上げ要件を緩和、事業承継税制を拡充し、非上場株式の全株の 100% について相続税を納税猶予などが盛り込まれました。この他にも改正点がありますので、当セミナーでは、これらの改正内容について解説致します。ぜひ、ご参加ください。

あとがき

下田です。先日、新年会を兼ねて下関へ行ってきました。利用したのは、JR の日帰りプラン「関門ふくフク三昧」。私達が選んだお店は、料理が美味しいのはもちろんのこと、お店の方が親切で観光や市場での上手な買い物のコツなどを教えてくださいました。最近フグの本場の市場でも中国産のフグを取り扱うお店が増えているそうなので、お買い得!! と思った時は必ずラベルを確認した方が良さそうです。日帰りでしたが充実した一日を過ごすことが出来ました。



【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

Office Mitsuhiro
あなたの経営羅針盤

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所
〒730-0801 広島市中区寺町 5 番 20 号
Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007
URL <http://www.office-m.co.jp/>

Buzip+広島
動画による
ニュース解説配信中!

